

第二十八回 参議院建設委員会會議録第二十二号

昭和三十三年四月十五日(火曜日)午後一時五十一分開会

委員の異動

四月十一日委員西田信一君、後藤藤隆君及び坂本昭君辞任につき、その補欠として鈴木万平君、大谷藤之助君及び松澤靖介君を議長において指名した。四月十四日委員大谷藤之助君及び紅露みつ君辞任につき、その補欠として迫水久常君及び平島敏夫君を議長において指名した。

本日委員最上英子君及び松澤靖介君辞任につき、その補欠として高野一夫君及び坂本昭君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

理事 竹下 豊次君

委員

石井 桂君
岩沢 忠泰君
稲浦 鹿蔵君
田中 一君

小山邦太郎君
迫水 久常君
高野 一夫君
平島 敏夫君
内村 清次君
坂本 昭君
重盛 壽治君
戸叶 武君
村上 義一君
森田 義衛君

衆議院議員

小澤佐重喜君

政府委員 小牧 次生君
経済企画 鹿野 彦吉君
政務次官 伊東 正義君
経済企画庁総 伊東 正義君
合開発局長 農林省農地局長 安田善一郎君
農林省農地局長 安田善一郎君
建設省河川局長 山本 三郎君
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員 武井 篤君

本日の会議に付した案件
○理事の補欠互選
○台風常襲地帯における災害の防除に
関する特別措置法案(衆議院提出)

○委員長(竹下豊次君) ただいまから
建設委員会を開会いたします。

まず、委員の變更について御報告い
たします。四月十一日、坂本昭君、後
藤藤隆君、西田信一君が委員を辞任さ
れ、その補欠として松澤靖介君、大谷
藤之助君、鈴木万平君がそれぞれ委員
に選任されました。また四月十四日、
大谷藤之助君、紅露みつ君が委員を辞
任され、その補欠として迫水久常君、
平島敏夫君がそれぞれ委員に選任さ
れました。

本日、松澤靖介君、最上英子君が委
員を辞任され、その補欠として坂本昭
君、高野一夫君がそれぞれ委員に選任
されました。

○委員長(竹下豊次君) 本日の委員長
小澤佐重喜君

理事打合会について御報告いたします。
委員会の審議日程について協議いた
しましたところ、本日は、台風常襲地
帯における災害の防除に関する特別措
置法案の提案理由の説明聴取の後、質
疑を行い質疑終了後、採決する。十七
日には下水道法案の質疑後、採決す
る。二十二日に首都圏市街地開発区域
整備法案の質疑を行う。諸願はその後
の委員会で行う。以上のごとく申し合
せましたので御了承を願います。

○委員長(竹下豊次君) この際お諮り
いたします。
西田信一君が委員を辞任しましたの
で理事が一名欠員となっております。
つきましてはその補欠互選を行いたい
としますが、互選の方法は成規の手
続を省略して、便宜その指名を委員長
に御一任願いたいと存じますが、御異
議ございませんか。

○委員長(竹下豊次君) 御異議ないと
認めます。それでは私より岩沢君を理
事に指名いたします。

○委員長(竹下豊次君) 台風常襲地帯
における災害の防除に関する特別措置
法案を議題といたします。

まず、発議者衆議院議員小澤佐重喜
君から提案理由の説明を聴取いたし
ます。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) ただい
ま提案いたしました台風常襲地帯にお

ける災害の防除に関する特別措置法案
について、自由民主党並びに日本社会
党を代表いたしまして、提案の理由と
その内容の概要を御説明申し上げます。
狭隘な国土と過大な人口をかかえ
て、原料資源の大半を国外に依存しな
ければならぬ我が国において、民生
を安定し、産業を振興し、進んで経済
の自立再建を達成するためには、国土
の保全と開発が、最も重要な前提的要
諦であることは申すまでもありません。
顧みるに、わが国は、その地形的、
気象的悪条件に累せられて、年々歳々
おびただしい風水害をこうむり、その
被害はきわめて甚大と相なっております。
でありまして、試みに、終戦以来近年
に至る被害額に徴しましても、年平均
二千五百億といわれ、総額三兆円の巨
額に上るものと推定せられるのであり
ます。しかも、これらの災害の防除と
復旧は財政上その他の制約のために、
常に手おくれを余儀なくせられ、事業
の進捗意のごとくならず、累年災の悪
循環を繰返している実情にありまし
て、まことに遺憾痛みにたえないとい
うのであります。

ことに、九州地方のごときは、宿命
的な自然災害の常襲地帯として、連年
甚大な災禍に悩まされているのであり
まして、いわゆる過年度災の累積によ
り、復旧は遅滞し、事業効果は減殺せ
られ、ひとたび天災の再来にあうや、
収拾すべからざる不測の事態を招来す
ることと相成るのであります。この
ことは二十八年度災における未曾有の

被害について見ましても、また近くは
昨夏の西南九州水害の惨禍に徴しまし
ても明らかとなっております。今に
して災害の禍根を交除し、抜本策源の
建設的方途を講ずるにあらずば、国
土の損耗、民生の困苦はもとより、国
利民福の増進、産業経済の伸長のこ
と、まさしく樹によりて魚を求むるに
ひとしく、到底期して望むべくもあ
りません。従って、この際、旧来の災害
対策に根本的再検討を加え、新たな
見地に立つて、劃期的恒久対策を確立
しなければならぬと思ふのでありま
す。このことは、ひとり、本地方住民
積年の悲願たるのみならず、広く国土
保全の大局的見地よりきわめて喫緊な
国家的要請であるといわねばなりませ
ん。ここにおいて、まず、いわゆる災
害常襲地帯を対象とする特別の立法措
置を講じ、災害の未然防除に萬全を期
し、もって民生の安定と、進んで国土
の開発に寄与せんとするものであり
ます。

自由民主党並びに日本社会党におき
ましては、叙上の実情に鑑みまして、
昨年来それぞれ党内に九州開発特別委
員会を設け、特に災害対策を中心とし
て、鋭意、具体的方策の検討を進めて
来たのであります。さきに、本国会
会頭全会一致をもって可決せられま
した、九州地方開発に関する決議の趣
旨に却応して、ここに本法案を提案す
ることと相なつた次第であります。
以上この法律案を提案する理由であ

ります。
次に、本法案の内容についてその概要を申し上げます。

まず、本法案の目的に冒頭第一条は規定せられて、台風常襲地帯を対象として、公共土木施設等に関する事業について、防災上特別の措置を講じ、もつて国土の保全、民生の安定をはからんとするものであります。

しかして、これら災害防除事業の範囲については、河川以下第二条に列記する基本的事項に關し、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て、内閣総理大臣がこれを指定することになってゐるのであります。

第二に、台風常襲地帯の指定につきましても、台風の来襲回数及び強度並びに降雨量その他の事情を勘案して、審議会の議決を経て、内閣総理大臣がこれを行うことになっております。しかして、この指定の具体的基準は政令で定めることといたしてありますが、これは既往災害の被害額、復旧費等の多寡に拘泥せず、数十年来の台風来襲回数、強度及び降雨量など過去の事実に基づいた客観的尺度をもつて科学的に画定するものであります。これに該当する地帯は、ひとり九州地方のみに限らず、すべて本法の適用地域となるのであります。

第三に、事業計画の策定につきましては、第一、本年度以降五ヶ年を目途として、関係主務大臣においてそれぞれの年次計画を作成し、特に閣議の決定を求めることといたしまして、事業の総合かつ強力な計画的推進をはかることといたしたのであります。なお、三十八年度以降の第二次五ヶ年計画をいかにするかについては、あらた

めて内閣総理大臣が関係大臣の意見を徴し、審議会に附議してこれを決定することといたしました。

第四に、内閣総理大臣の諮問機関として、総理府に台風常襲地帯対策審議会を設置することとしたのであります。本審議会は、前に申し述べました通り、常襲地帯の指定、災害防除事業の具体的指定等に関する事項は、実質的にきわめて重要な役割をもつものであります。同時に災害の防除に關する各般の基本的事項を調査審議する等、その機能はまさに本法運営の核心をなすものであります。

第五に、事業実施に伴う経費の問題であります。もとより本法の意図したところとは、ただに事業量の増大のみならず、事業費の負担区分について、常襲地帯における特例を設け、国庫負担の一律二割増率を規定し、もつて地方負担の軽減に資せんとしたのであります。中央、地方を通じ財政上その他諸般の事情を勘考いたしました。第一、一応これを見送ることとし、この際、本法本来の事業計画の実施に必要な経費については、国の財政の許す限り、これを予算に計上する義務を明確に規定するとともに、地方公共団体に對し、必要に応じて、高率補助その他特別助成の道を開く等、弾力性ある措置を講ずることとしたのであります。なおまた財政再建団体に對しましては、事業計画の実施を円滑にするため、財政再計画の変更に對して適切な措置を講じ得るよう配慮いたしました。

なお、この法律は公布の日よりこれを施行することといたしまして、これを実施に伴う国の財源については、本年度さしあたり五千万円を想定し、所要の予算を計上してゐるのであります。

以上がこの法律案の提案理由とその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませうお願い申し上げる次第であります。

○委員長(竹下豐次君) これより質疑に入り。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中一君 一応これは逐条さつと御説明願つた方が……。

○衆議院議員小澤佐重君 第一条はこの台風常襲地帯における一つの定義を規定してあるものであります。そうして第二条は、この災害防除事業の意義を規定してあります。また第二条の二項におきましては、五ヶ年計画の意義について説明をしてあります。第三条は、最も本法を適用するに當りましては苦心をした点でございまして、結局その基準を政令で定めることにいたしました。これを予想いたしました。この政令をまゝ予想をいたしてございまして、この尺度によつて、いわゆる災害常襲地帯というものの指定の基準をはつきりする、ということにいたしました。

第四條は主務大臣の問題であります。が、第二条に規定してあります通り、建設省関係、運輸省関係、農林省関係等、すべて総合的にこの法律の目的になつておきますので、この主務大臣は、申すまでもなく事業の種類によりまして、建設大臣になつたり農林大臣になつたり、あるいは運輸大臣になつたりするところがあるが、総合的な仕事は企画庁においてやつていただくことになつて、その事務的主管は当然内閣に從属することになつております。

第五條におきまして、この五ヶ年計画を変更することができることになつておきますので、その変更した場合におきます方法でございまして、六條以下はいわゆる台風常襲地帯の審議会の構成であります。八條に示してあります通り審議会の構成は衆議院議員のうちから五人、参議院議員のうちから三人、関係行政機関の職員が八人以内、都道府県知事が二人、都道府県議會議長が二人、学識経験者が三人以内、というような形で構成することになつております。

第八條の2、3、4、5、6は一般の會議規定を基準にいたしまして、會議の運営に對する方法をきめております。

第九條は、資料の要求あるいは陳述説明等を求めることができる規定であります。

また第十條は、このほかこの審議會をよりよく運用するに對して、詳細な規定が必要なる場合には、政令で定めるものという規定をしたわけであります。

第十一條は一番大事な問題でございまして、実は原案におきましては先ほ

ど御説明申し上げました通り、百分の二十の高率補助をするというように作つておいたのでございまして、いろいろ大蔵省等と交渉の結果、まず直ちに補助額を法文に明記することなく、一項、二項によつて予算を優先的に計上するということ、また必要によつては、地方財政法の第十六條の規定によつて、高率補助をできることに規定してあるものであります。

第十二條は、地方財政再建促進特別措置法との関係であります。

十三條は、昭和三十三年以降に於いて、さらにこの第二次的な災害があつた場合におきます長期計画の規定でございまして、

以上が大体この規定でございまして、あとは、付則は当然この法律ができることによつて、改廃をしなければならぬところの事務的な規定でござい

ます。簡単であります。が説明といたしまして、

○田中一君 私は、こういう臨時措置法を衆議院において、自民、社会両党の共同提案として提案されること自身がおかしなものである、という考え方を持つのです。というのは、基本的にはわが國の国土の保全ということも、災害に對するおよそ、財政的な援助、技術的な援助というものの、当然現在あるところの法律によつて規制されております。それをなおかつこのような局部的な、現時的な法律案を提案しな

す。いわゆる政府機関と国会議員を除いた方々を網羅しておるところのものは、政府に対する不信任案の提出だといふような見方もあえて過言ではないと思うわけです。

そこで衆議院におきましてこのような法律案を提案されるに至った経緯、ただ単に、自民党の九州開発特別委員会というものがどういう形で論議され、そうしてまたこのような法律案が急遽上程されてきたか、という点の経緯を伺いたいのがまず第一点。

第二点としては、国民は、少くともこれらの施策というものは、当然、前段に申し上げたように他の法律によつて、もし政府が誠意をもつてやるならば、完全に遂行できるもののみであり、従つて近くあるであろうと予想される、解散に対するおみやげ的な法律案ではなからうか、ということも国民は感ずるかも知れません。まあ幸いに、岩手県出身の小澤さんが提案者になってきているんだから、私の質問もなかなか上手にあなたが答弁をして逃げていくことがあるだろうと思ひますが、まあ小牧君が鹿児島出身で来ておりますから、十分に小牧君に対しても御質問したいと思ひますので、この二点についてまず率直に、衆議院におきますところの提案に至るまでの経緯を御報告願ひたい。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) 田中さんの質問にお答えしますが、第一点ですが、実は先ほど御説明申し上げましたが、終戦後の日本というものは国土が狭隘でありまして、しかも人口が加速度的にふえていく。こういうような形にありますと、どうしてもこの狭い国土というものを完全に開発をいたし

まして、そうしてだんだん民生の安定に資していきたいといふことは、どんなお考えになるだろうと思ふのであります。そういう意味から自民党におきまして、社会党もそのように考えておりますが、先に北海道開発特別委員会というものができまして、その後東北開発特別委員会というものもできております。そういうだんだん考えをみますと、北海道を開発し東北を開発して、九州をうつつやっておくという手はないじゃないか、という議論が出るのもけだし当然なことだと思ふのであります。まあそういう形で実はこの九州開発特別委員会というのが、昨年の五月に私の方の党内にできたわけでありまして、

そこでこの九州開発特別委員会では、一番先にこの九州を開発することについては、どういう仕事をすることが至当かというような点について、たとえば有明海の開発とかあるいは阿蘇山系の開発とか、いろいろな研究をして参つたのでございまして、いづれにしても調査が完全に参りました。そこでこの九州の県民が一番望みいたして

おりますのは、何と云つても九州は災害の常襲地帯である、そして他の地方ならこうむらぬでいいものを自然天然とはいひながら二度、三度と累年にわたつて災害をこうむつておるといふことに對して、同じような全国平均したいわゆる政府の施策といふことでは、少し冷淡ではないか。やはり自然天然にいたしまして、他の地方にもたびたび常襲する災害の地方に對しましては、それだけ政府が心をいれてやつてこそあたたかい政治ではないか、といううな声がはうはいとして

九州地方に沸いておつたのであります。そういうような点から何よりもまず初めに、この災害常襲地帯として九州の苦しんでおるところの人々に対して、何らかあたたかい手を伸ばすことが適當だ、という意見に一致をいたしたわけでありまして、

しかしながらいふいろいろこの法案を考へてみますと、災害常襲地帯は必ずしも九州だけではないといふような意味から、九州だけの法律ではかえつて不公平になるから、やはり九州と同程度の災害の常襲を受けて苦しんでおる人々に対しては、やはりひとしくこれを適用して、そうしてこの法の公平妥當といふことにくべきではないかといふので、これは大体九州には全部適用にはなりませんけれども、九州以外でも九州と同じような惨禍をこうむつておられます、たとえば高知県であるとかあるいは徳島県であるとかあるいは和歌山県、あるいは三重県といううな所へも適用いたしまして、そうして天然自然によつて年々悩まされておる人たちに、たとえ幾分なりともあたたかい考慮の上に政治が行われていくことがよいのではないか。こういう趣旨でこのうな経過を經まして、この立法が生まれたわけでありまして、

それから田中さんのおっしゃつた第二点であります、昨年の五月ごろは今解散になるだろうといふようなことは実は考へておりませんで、任期一ぱいやるつもりであつたのであります。が、急にこの法律の進行と解散の進行とが偶然に一致したのであります、決して売名的にこれをやる考へは毛頭ございせん。どうぞ御了承願ひます。

○田中一君 国土総合開発法には、現にもう北九州も南九州も阿蘇山系も指定されておるので、特別地域として従つてこの国土総合開発法にははつきりと「水害、風害その他の災害の防除に関する事項」というものがはつきりしてゐるわけですね。ことに二重の特定地域のひとつとして北九州、南九州、阿蘇山系といふものは指定されている。そういったまゝと、この法律では具体的に補助率その他をきめておらぬから、国土総合開発法と何ら変りがないといふ考へ方にならざるを得ないと思ふわけです。

そこで、経済企画庁の伊東君に伺ひますが、これは衆議院の両院から強圧されてあなたは納得しているものか。それともあなたは自分の方で今担任している国土総合開発法といふものに、あなたの方の所管大臣の河野さんは全然関心を持たない。そうしていまだかつて国土総合開発法の審議におそらく河野長官は出席したこともなからうと思ふのです。そういう庁内の問題から、ぜひとも衆議院におきましてこの阿蘇に要請するようなことがあつたかどうか。そうしてあなたの方のこの法律によるところの受け方といふものは、どういふ態度で臨むつもりかといふことを御説明して下さい。

○政府委員(伊東正義君) 今田中先生より三点御質問があつたのでございしますが、順序が不同で恐縮でございしますが、たとえば企画庁として、こういう法案を作つていただきたいといふことを要請したようなことはないかとお話でございしますが、われわれとしてはそういうことはいたしておりません。実は今田中委員からお話がありま

した特定地域の問題がございしますが、御承知のように今御指摘のありましたような九州地方もかなりの部分が特定地域に指定されております。しかしわれわれ国土総合開発法を施行してあります者といひましては、やはり特定地域の指定だけではまだ不十分でございまして、今国土開発計画といふものを考へておりますが、やはりある程度何かの対策を必要とするといふことは、われわれ特定地域関係を担当している者といひまして考へております。

それで、政府といたしましてやっておりますところ、若干足りないと思はれるものがございしますので、おそろくこういふ法案の提案になつたのであらうかといふふうに考へております。でありますので、われわれといたしましては、党側からどういふようなことは全然ございせん、衆議院でこの案が審議になりました際も政務次官が出席されまして、特に御要望に對して政府が反對するといふことでなくて、これができますればこの法文に沿ひまして極力、総合的な防除計画も国土総合開発法にあわせまして、その一連の法律といたしまして施行して参りたいといふうな答弁をいたして参ります。

○田中一君 国土総合開発法では不十分だといふ点を指摘しているわけですが、あなたの方でそういう発言があつたかどうか。

○政府委員(伊東正義君) 今私が申し上げましたのは、特定地域といたしましては、たとえば九州地方全部といふようなものを考へてみました場合に、九州地方がかなりほかの地域と違ひま

して、台風その他につきましては頻度も非常に高い。これは九州だけではございませぬ、ほかの地域も若干入りますが、そういう地域につきまして、台風災害というようなことを限定いたしまして、特定地域というものもなかなか運用したいというふうに考えますので、たとえばこの九州開発が問題になりました場合に、特に台風の被害が多いのだ、ということを中心として考えますと、特定地域だけではまだだ不十分というふうにわれわれはやはり考えております。

○田中一署 河川局長に伺いたいのですが、南九州地方並びに四国あるいは中国地方、まことに合風が年々常襲しておりまして、今提案されているような法律案も、国土総合開発法では解決できないという点があるので提案したのだ、というような説明を聞いておるのです。そこで現在まで災害のあった地域に対する国の原型復旧、あるいは改良等を含めての工事予算というもののは、比率としては他の府県と比べてどのような差異があるか。あるいは現在あるところの災害の国庫負担法によつて、同率のものでやっておるのだということ、あるいはもう一つは、災害が常に起きるといふような地域に対しての技術的な指導は、災害を受けない部分と同じような構想とか同じような基準で堤防河川あるいは地すべり等、一切の防護施設をどのように行なっているのかという点をお伺いいたします。

○政府委員(山本三郎君) まず第一に、合風のいつも来る地点に対しては復旧工事なりあるいは事業を、ほかの地域との関連においてどういふふうに考へておるかという点でござりますが、

御承知のように災害復旧工事につきましては、全部原形に復旧する分でございますので、これは法律に定められたた通りにやっております。ただ緊急やらなければならぬ事業が、非常に台風が何べんもきたり、あるいは被害のひどい地域については多いわけでございますから、緊急に急いでやらなければならぬものが多いのでございますので、それに応じて予算はやはり余計にいくというふうになっております。

てはどうかということでございます
 それでは災害を排除する施設につ
 いては、これについても最近におきま
 しては事業費は、ほかの地域に比べま
 してはやはり台風が何べんも参ります
 し、しかも被害が多いという現実によ
 りまして、どうしてもやらなければなら
 ぬこととして、参っておりますので、
 実際におきましても予算はふえて
 参っております。

それから技術的にどういふふうな選
いを考えておるかということござい
ますが、これは私どもが計画を立てる
際におきましては、雨がどのくらい降
るか、あるいは何年間にどれくらい
回数降るかというような点を検討いた
しまして、たとえば大きな河川につ
きましては、百年に一回くらいはこ
らいの洪水がくるだろうというよう
なことを検討いたしまして、それを基
準といたしまして河川の計画を立案
するわけでございますが、そういう
ときはやはり回数が多かったり雨の
量が多かったりいたしますと、基礎
資料といつたしましてそれらのファ
クターが入つてくるわけでございま
す。従いまして工事の規模は河川の
流域の面積に比べて、まして、やは
り対策工事というものの

は、規模が比較的大きくなければならぬということでございます。従いまし、その規模がきまりますと、それに應じて予算も配分いたすわけでございますから、そういう点を加味しまして事業も行われている、というのが実情でございます。

○田中一君　そういたしますと原形復旧というような原則からもう少し伸びを示して、負担率は国庫負担法におけると同率であるけれども、改良の面を相当大幅に含んであるから、財政的な面も他の府県から比較すると、案現した防護施設というものは相当なものを示しているということになるわけですか。

○政府委員(山本三郎君) ただいまのお話は、災害を受けた場合にその復旧をどういうふうな形でやっているかという問題でございますが、やはり災害を受けた場合におきましては、災害復旧といたしましてできるだけだけの災害復旧は入れるように措置をいたしております。それからそれ以外の関連事業、普通の関連事業も入れておりますから、そういう面からみますと、事業の促進は災害に応じてもされている、災害の起った被害の状況に應じて、やはり金はよけい入っている、というのが実情でございます。

○田中一君 負担率は全国的に同じですね。

○政府委員(山本三郎君) 災害の復旧の負担率につきましては、累年災害と申しますか何回も重なった場合には負担がふえますけれども、普通の場合にはは全国一律でございます。その負担がふえる場合も全国的に基準は適用しておられますけれども、災害の数の多い所に

つきましては、そういうのが適用される数が多い、というのが実情でございます。

○田中一君 戦後台風の影響によって決壊した数々の施設、それを復旧した場合、それがまた同じようにその個所が決壊したというようなことはどのくらいありますか、この常襲地帯として指定されると予想される地域において。

○政府委員(山本三郎君)　そういう具體的に何力所あるということほたたいまは申し上げられませんが、戦争直後におきましてしばらくの間は非常に材料等が悪かった、あるいは急いでやったというような問題のために、災害復旧をした所がまたやられたという例もありますし、また資金が回らないために工事が途中であつてやられたというような例もありました。しかし最近に

おきましては、そういう点も非常に各公共団体も注意してやるようになりましたし、災害を受けた所を復旧したものが再びやられたという例はほとんどございませぬ。

○田中一君　これは小澤さんと小牧さんに伺いますが、建設省は非常に良心的に高率補助も行い、そして常襲という形でくるけれども、一ぺんやった所は最近においてはそれはこわれておら

ないということになりますと、なぜかういう法律を出してもう一つそれに強力な促進、促進というかをはかろうとするか。その点もし計画的に予算をたくさん投入して、災害復旧のみならず改良工事として強力に実施するならば、そういうことがなくなると思うののです。そういう点について、何かそういう強力に改良工事をしてくれないと

いう一つの事例があればその事例、これは結局政府がその熱意を持たないといふことになるわけです。まあ小澤さんは与党の大幹部だから、このことくらいは自分で、ことに建設大臣もやっている経験者なんだから、そういうあなたの方でやれば文句なかならうと思うのですが、そういう事例がこの指定されるかと予想される地域においてあるかどうか。具体的には小牧さんの自分の方の地区でそういうものがある、幾らいつでも建設省はやってくれないのだという事で、こういう法律の提案になつたのか、その点一つ説明して下さい。

○衆議院議員(小牧次生君) 私からお答えいたします。先ほど一番初めに田中さんの御質問に小澤さんの方からいろいろお答えがございましたが、多少重複するかも知じませんが、今日までに至る経過について若干お答えをしながら、ただいまの御質問にお答えしたい、かように考えますので御了承をお願いいたしますと存じます。

ただいま災害復旧あるいは改良、また国土総合開発、こういうことに関連していたしまして、その上にさらにこういう法律を考える、具体的な理由はどこにあるか、というようなことが御質問の要点ではなかったかと私は考えるわけですが、私は、やはりこういう特別な措置法が必用な措置法が必用としておるわけでありまして、と申しますのはなるほど災害の復旧につきましては、法律によつていろいろ措置がなされておりますが、予算その他いろいろな関係できわめて不十分であることは、田中さんにもよく御承知の通りであります。それ

から改良の問題であります。これも災害復旧と同時に計画をされ、計画が実施されるということになっておりまして、必ずしも十分に台風、豪雨によって生ずるであろう災害を未然に防止するところまでは、至っておらない、私はこういうふうな考えでおるわけでありませう。従いまして台風、豪雨が常に襲つて参ります広範な地域におきましては、もしも未然にそういうものが十分に防除されるならば莫大な利益をこうむる、従つて国土の保全という見地から相当防除されるであらう。こういう考えから、たしか二十

二国会ではなかつたかと思つておりますが、衆議院におきまして、ただいま提案いたしておりますこの法律案よりも、さらに具体的ないろいろ補助率も規定をいたしまして、衆議院の両院で提案をいたしたことがあるわけでありませう。しかしながらきつめて広範にわたる、しかも相当膨大な予算措置を必要とする、といういろいろな理由のもとに継続審議になりまして、その後幾たびか今日までいろいろ論議されて参りましたが、残念ながら私どもの期待するところまで参らなかつたわけでありませう。今国会の冒頭におきまして、九州開発に関する決議案が衆議院に提案をされました。そうしてこれが決議をされたわけでありませう、これに基づきまして、先ほど申し上げましたよう

な、二二国会に衆議院において提案された法律案を骨子といたしまして、十分今日まで研究を重ねて参りましたので、それに基づいて先ほど小澤さんからも御説明がありましたような趣旨のもとに、今回衆議院の方に初めにこの法律案を提案をいたしたわけでありませう。

す。ただいろいろ関係から十分詳細な具体的な内容を盛るところまで至っておりませんが、順次もしこれを御承認いただくとするならば、そういう点にも改良を加えまして、災害の復旧あるいは改良それ以上に進んで、十分未然に災害を防除し得る措置を講じて参りたい、こういう意味で提案いたしておるようなわけでありませう。

然に防止すると、こういうことが御承知の通り主眼でございますので、災害復旧に伴う改良工事、こういったものともまたおのずから性質を異にいたしまして、台風、豪雨がくる前にこれの措置を講じておけばおそれなくこういった災害は発生しないであらう。広い意味ではあるいは改良工事ということも考えられるかもしれませんが、今行われておる災害復旧に伴ういわゆる改良ではなくして、それ以前に十分な都道府県知事の意見を聞いた上、あるいはここに書いてございませう審議会の調査、審議を経て、今申し上げたような台風、豪雨がくる前にいろいろ実地調査をいたしまして、これこれの措置を講ずれば膨大な災害が未然に防がれるのであらう、こういうことがこの法案の主たる眼目であらう。私はこういうふうな考えをもちまして、確かに災害復旧あるいは改良工事そのものについて、現在までの政府の予算措置その他は十分でございます。しかしそれはそれとして、今後政府においても十分措置をしてもらなければならませう、災害復旧でございますから、しかしそれと並行して、今申し上げたような別個な特別な措置が必要である、これがこの法案を出した主たる目的だ。かように私は考えますので、御了承を願いたいと思ひます。

○田中一君 今両氏の御答弁でありませうけれども、現在国土総合開発法という法律があるのです。まああなたも鹿児島出身だから、鹿児島だけを見ているとは言いませんけれども、鹿児島を一番身近に考えて。従つて、国土総合開発法は御承知のように災害を防止しながら、経済効果を上げていき、開発

から改良の問題であります。これも災害復旧と同時に計画をされ、計画が実施されるということになっておりまして、必ずしも十分に台風、豪雨によって生ずるであろう災害を未然に防止するところまでは、至っておらない、私はこういうふうな考えでおるわけでありませう。従いまして台風、豪雨が常に襲つて参ります広範な地域におきましては、もしも未然にそういうものが十分に防除されるならば莫大な利益をこうむる、従つて国土の保全という見地から相当防除されるであらう。こういう考えから、たしか二十

二国会ではなかつたかと思つておりますが、衆議院におきまして、ただいま提案いたしておりますこの法律案よりも、さらに具体的ないろいろ補助率も規定をいたしまして、衆議院の両院で提案をいたしたことがあるわけでありませう。しかしながらきつめて広範にわたる、しかも相当膨大な予算措置を必要とする、といういろいろな理由のもとに継続審議になりまして、その後幾たびか今日までいろいろ論議されて参りましたが、残念ながら私どもの期待するところまで参らなかつたわけでありませう。今国会の冒頭におきまして、九州開発に関する決議案が衆議院に提案をされました。そうしてこれが決議をされたわけでありませう、これに基づきまして、先ほど申し上げましたよう

な、二二国会に衆議院において提案された法律案を骨子といたしまして、十分今日まで研究を重ねて参りましたので、それに基づいて先ほど小澤さんからも御説明がありましたような趣旨のもとに、今回衆議院の方に初めにこの法律案を提案をいたしたわけでありませう。

す。ただいろいろ関係から十分詳細な具体的な内容を盛るところまで至っておりませんが、順次もしこれを御承認いただくとするならば、そういう点にも改良を加えまして、災害の復旧あるいは改良それ以上に進んで、十分未然に災害を防除し得る措置を講じて参りたい、こういう意味で提案いたしておるようなわけでありませう。

然に防止すると、こういうことが御承知の通り主眼でございますので、災害復旧に伴う改良工事、こういったものともまたおのずから性質を異にいたしまして、台風、豪雨がくる前にこれの措置を講じておけばおそれなくこういった災害は発生しないであらう。広い意味ではあるいは改良工事ということも考えられるかもしれませんが、今行われておる災害復旧に伴ういわゆる改良ではなくして、それ以前に十分な都道府県知事の意見を聞いた上、あるいはここに書いてございませう審議会の調査、審議を経て、今申し上げたような台風、豪雨がくる前にいろいろ実地調査をいたしまして、これこれの措置を講ずれば膨大な災害が未然に防がれるのであらう、こういうことがこの法案の主たる眼目であらう。私はこういうふうな考えをもちまして、確かに災害復旧あるいは改良工事そのものについて、現在までの政府の予算措置その他は十分でございます。しかしそれはそれとして、今後政府においても十分措置をしてもらなければならませう、災害復旧でございますから、しかしそれと並行して、今申し上げたような別個な特別な措置が必要である、これがこの法案を出した主たる目的だ。かように私は考えますので、御了承を願いたいと思ひます。

○田中一君 今両氏の御答弁でありませうけれども、現在国土総合開発法という法律があるのです。まああなたも鹿児島出身だから、鹿児島だけを見ているとは言いませんけれども、鹿児島を一番身近に考えて。従つて、国土総合開発法は御承知のように災害を防止しながら、経済効果を上げていき、開発

から改良の問題であります。これも災害復旧と同時に計画をされ、計画が実施されるということになっておりまして、必ずしも十分に台風、豪雨によって生ずるであろう災害を未然に防止するところまでは、至っておらない、私はこういうふうな考えでおるわけでありませう。従いまして台風、豪雨が常に襲つて参ります広範な地域におきましては、もしも未然にそういうものが十分に防除されるならば莫大な利益をこうむる、従つて国土の保全という見地から相当防除されるであらう。こういう考えから、たしか二十

二国会ではなかつたかと思つておりますが、衆議院におきまして、ただいま提案いたしておりますこの法律案よりも、さらに具体的ないろいろ補助率も規定をいたしまして、衆議院の両院で提案をいたしたことがあるわけでありませう。しかしながらきつめて広範にわたる、しかも相当膨大な予算措置を必要とする、といういろいろな理由のもとに継続審議になりまして、その後幾たびか今日までいろいろ論議されて参りましたが、残念ながら私どもの期待するところまで参らなかつたわけでありませう。今国会の冒頭におきまして、九州開発に関する決議案が衆議院に提案をされました。そうしてこれが決議をされたわけでありませう、これに基づきまして、先ほど申し上げましたよう

な、二二国会に衆議院において提案された法律案を骨子といたしまして、十分今日まで研究を重ねて参りましたので、それに基づいて先ほど小澤さんからも御説明がありましたような趣旨のもとに、今回衆議院の方に初めにこの法律案を提案をいたしたわけでありませう。

す。ただいろいろ関係から十分詳細な具体的な内容を盛るところまで至っておりませんが、順次もしこれを御承認いただくとするならば、そういう点にも改良を加えまして、災害の復旧あるいは改良それ以上に進んで、十分未然に災害を防除し得る措置を講じて参りたい、こういう意味で提案いたしておるようなわけでありませう。

然に防止すると、こういうことが御承知の通り主眼でございますので、災害復旧に伴う改良工事、こういったものともまたおのずから性質を異にいたしまして、台風、豪雨がくる前にこれの措置を講じておけばおそれなくこういった災害は発生しないであらう。広い意味ではあるいは改良工事ということも考えられるかもしれませんが、今行われておる災害復旧に伴ういわゆる改良ではなくして、それ以前に十分な都道府県知事の意見を聞いた上、あるいはここに書いてございませう審議会の調査、審議を経て、今申し上げたような台風、豪雨がくる前にいろいろ実地調査をいたしまして、これこれの措置を講ずれば膨大な災害が未然に防がれるのであらう、こういうことがこの法案の主たる眼目であらう。私はこういうふうな考えをもちまして、確かに災害復旧あるいは改良工事そのものについて、現在までの政府の予算措置その他は十分でございます。しかしそれはそれとして、今後政府においても十分措置をしてもらなければならませう、災害復旧でございますから、しかしそれと並行して、今申し上げたような別個な特別な措置が必要である、これがこの法案を出した主たる目的だ。かように私は考えますので、御了承を願いたいと思ひます。

○田中一君 今両氏の御答弁でありませうけれども、現在国土総合開発法という法律があるのです。まああなたも鹿児島出身だから、鹿児島だけを見ているとは言いませんけれども、鹿児島を一番身近に考えて。従つて、国土総合開発法は御承知のように災害を防止しながら、経済効果を上げていき、開発

から改良の問題であります。これも災害復旧と同時に計画をされ、計画が実施されるということになっておりまして、必ずしも十分に台風、豪雨によって生ずるであろう災害を未然に防止するところまでは、至っておらない、私はこういうふうな考えでおるわけでありませう。従いまして台風、豪雨が常に襲つて参ります広範な地域におきましては、もしも未然にそういうものが十分に防除されるならば莫大な利益をこうむる、従つて国土の保全という見地から相当防除されるであらう。こういう考えから、たしか二十

二国会ではなかつたかと思つておりますが、衆議院におきまして、ただいま提案いたしておりますこの法律案よりも、さらに具体的ないろいろ補助率も規定をいたしまして、衆議院の両院で提案をいたしたことがあるわけでありませう。しかしながらきつめて広範にわたる、しかも相当膨大な予算措置を必要とする、といういろいろな理由のもとに継続審議になりまして、その後幾たびか今日までいろいろ論議されて参りましたが、残念ながら私どもの期待するところまで参らなかつたわけでありませう。今国会の冒頭におきまして、九州開発に関する決議案が衆議院に提案をされました。そうしてこれが決議をされたわけでありませう、これに基づきまして、先ほど申し上げましたよう

な、二二国会に衆議院において提案された法律案を骨子といたしまして、十分今日まで研究を重ねて参りましたので、それに基づいて先ほど小澤さんからも御説明がありましたような趣旨のもとに、今回衆議院の方に初めにこの法律案を提案をいたしたわけでありませう。

す。ただいろいろ関係から十分詳細な具体的な内容を盛るところまで至っておりませんが、順次もしこれを御承認いただくとするならば、そういう点にも改良を加えまして、災害の復旧あるいは改良それ以上に進んで、十分未然に災害を防除し得る措置を講じて参りたい、こういう意味で提案いたしておるようなわけでありませう。

然に防止すると、こういうことが御承知の通り主眼でございますので、災害復旧に伴う改良工事、こういったものともまたおのずから性質を異にいたしまして、台風、豪雨がくる前にこれの措置を講じておけばおそれなくこういった災害は発生しないであらう。広い意味ではあるいは改良工事ということも考えられるかもしれませんが、今行われておる災害復旧に伴ういわゆる改良ではなくして、それ以前に十分な都道府県知事の意見を聞いた上、あるいはここに書いてございませう審議会の調査、審議を経て、今申し上げたような台風、豪雨がくる前にいろいろ実地調査をいたしまして、これこれの措置を講ずれば膨大な災害が未然に防がれるのであらう、こういうことがこの法案の主たる眼目であらう。私はこういうふうな考えをもちまして、確かに災害復旧あるいは改良工事そのものについて、現在までの政府の予算措置その他は十分でございます。しかしそれはそれとして、今後政府においても十分措置をしてもらなければならませう、災害復旧でございますから、しかしそれと並行して、今申し上げたような別個な特別な措置が必要である、これがこの法案を出した主たる目的だ。かように私は考えますので、御了承を願いたいと思ひます。

○田中一君 今両氏の御答弁でありませうけれども、現在国土総合開発法という法律があるのです。まああなたも鹿児島出身だから、鹿児島だけを見ているとは言いませんけれども、鹿児島を一番身近に考えて。従つて、国土総合開発法は御承知のように災害を防止しながら、経済効果を上げていき、開発

でも九州というものはばらばらなんです。その措置は各省がめいめい勝手にやっているのです。そしてそれは従来の実績から見ると、予算のぶんどりによって初めて事業をやっているのです。だから道路とダムとが全然つながらない所もあれば、鉄道ができておつても、もう十キロばかり道路を開発すれば隣の都市とつながるのだけれども、それもしないということがあつたのです。だから計画はけっこうなものです。けれども実際に進むかどうかという点になると全然だめ。今あなたが言っているようにないよりある方がいいのだという程度のものであれば、これは全く衆議院の方々の選挙対策の法律案だという断定をしなければならぬと思う。実際はほんとうにやる気があるならば、河野君自身が熱心にやるべきである。

経済企画庁では長官がどういう意見をもっているか知らぬけれども、従来の例を見ますと、商売の方には非常に熱心に河野君は歩き回っています。行かぬでもない所に石炭会社その他飛び回っておりまして、この国土総合開発ということになりまして顔を寄せたこともない。おそらくどんな法律があるのか知らぬでしょう。そういうものを相手にするからこういう法律も出さうになつてくるのだと思ひます。伊東君に伺いますが、実際にあなたの方では議員立法ですから受けて立たなければならぬと思ひますが、単なる事務局として各省、各現業官庁の間を飛び回つて、こうでもないああでもないということを言うにすぎないと思ひますが、あなたの方に今年調整費ほどのくらいつきましましたか。

○政府委員(伊東正義君) 調整費は先ほど小澤先生から御説明ありましたが、五億円くらいは調整費としてついておられます。大体この法律が出るからしらぬという話が前から実はあつたのでございまして、そういうことも勘案しまして、五千万ふえまして五億五千万ということになっております。

○田中一君 五億のうち、現在の二十の特定地域の総合開発計画のうち、この法律によつて指定されると予想される府県に対する割当は、どういう工合に今までの過去の実績から見て考えられておるか。

○政府委員(伊東正義君) この地域の指定の問題でございまして、これは提案理由にもありましたように、客観的な事実に基づいて科学的な調査の結果きめるというように書いてございまして、で、われわれの方として、実は一応政令の内容は、気象庁でございまして、そういう所と十分相談して政令をきめたいというふうな考えでございまして、大体どの地域というふうには、はっきりまだ申し上げかねるのでございまして、常識的には九州地域でありますとか、四國の一部、中国、近畿の一部というところにならうかと思ひます。

それで昨年までの調整費の使い方でありまして、大体五億のうち、予算の約束で三億は東北というところになりまして、それで残つておりましたのは二億であります。それで昨年の実例を申し上げますと、二億の中でもかなりの部分が、今先生がおっしゃいました、ダムはできるが道路がでないという問題が起りました、長野県等に残つた二億のかんりのものがいつておりますので、昨年三十二年度におきましては、

五億のうちのわずかなものが、今特定される地域にしか行つておらなかつた、というのが実情であります。今年ばもしこの法律があれいたしますれば、五千万円程度はそつちの方に別途に使うということにならうと思ひます。

○田中一君 そうするとこの法律ができて、その五億の調整費をいわゆる優先的にこの地方に持つてくる、というふうな公算はどういう見込みでありますか。

○政府委員(伊東正義君) 三十三年度の調整費の使い方問題であります。が、今きまつておりますのは五億のうちやばり三億は大体東北で使つて、東北開発促進のために範囲を広げまして、三億は東北で使つてということが、実は財政当局と予算の交渉をしましてきまつております。そしてあと残りの二億であります。これをどの地域のどういふ事業に使うかということ、実はまだ検討いたしてございまして、これは各省の要求を待ちまして、ほんとに調整を必要とするという事業がありまして、地域別とかあるいは事業別とかそういうものにとらわれませんで、必要に応じて調整しようというふうな考えでございまして、残りの二億をどこに使うかはまだ考えておりません。しかしきまつた特に五千万円につきましては、大体指定になつた所にこれは優先的に行く、それから残つた二億のうちの一部分が、重複いたしましてどういふことにならうか、金額はわかりませんが、ある程度は考えられるかもしれない、こういうふうなことであります。

○田中一君 私は、東北開発三法ができたときには、全くこんなでもない思想が国会の中にはびこつておるといふように考えたのです。九州国土開発特別委員会的なものができ、九州開発促進法ができるのじゃないか、当時の審議会の植田君だつたか植田君にもそれを言つたら、いや、できませんと言つた。その後自民党、社会党ともに特別委員会ができ、今度現われた結論としてはこのような形でありまして、一応私も認めては認めるを得ないのではありませんが、おそらく瀬戸内海開発促進法もできるだろうし、富山山麓開発促進法もできるだろうし、信越開発促進法もできるだろうし、数々のものができると、国土総合開発法というものがあつた方の言葉をかりて言いますと、全く空文化するということになる。この案体は何かと申しますと、特別開発案ができるからこういうことになるのであります。この一本でやつていけばいいものを、これが特別だ、特別だといつて政府提案でございましたところの北海道開発法というものが端をなし、これは当然東北開発法ができざるを得ない。私は青森の出身ですから歓迎いたしますけれども、これらの思想というものが結局ほんとうの仕事をしないことになつて、基本法でのみわれわれは動くのが一番正しいのであつて、おそらく今度の場合にはこういう形でできますけれども、九州の場合には合風常陸地帯としての形を出してありますけれども、瀬戸内海も、日ノ瀬開発促進法もあまりよくなくなると、瀬戸内海の漁業の開発なんというものを立法化してくるといふ危険が多分にあるのです。あるいは富山山脈、赤石山脈等、あの辺の中高の中部地方の地下

きたときには、全くこんなでもない思想が国会の中にはびこつておるといふように考えたのです。九州国土開発特別委員会的なものができ、九州開発促進法ができるのじゃないか、当時の審議会の植田君だつたか植田君にもそれを言つたら、いや、できませんと言つた。その後自民党、社会党ともに特別委員会ができ、今度現われた結論としてはこのような形でありまして、一応私も認めては認めるを得ないのではありませんが、おそらく瀬戸内海開発促進法もできるだろうし、富山山麓開発促進法もできるだろうし、信越開発促進法もできるだろうし、数々のものができると、国土総合開発法というものがあつた方の言葉をかりて言いますと、全く空文化するということになる。この案体は何かと申しますと、特別開発案ができるからこういうことになるのであります。この一本でやつていけばいいものを、これが特別だ、特別だといつて政府提案でございましたところの北海道開発法というものが端をなし、これは当然東北開発法ができざるを得ない。私は青森の出身ですから歓迎いたしますけれども、これらの思想というものが結局ほんとうの仕事をしないことになつて、基本法でのみわれわれは動くのが一番正しいのであつて、おそらく今度の場合にはこういう形でできますけれども、九州の場合には合風常陸地帯としての形を出してありますけれども、瀬戸内海も、日ノ瀬開発促進法もあまりよくなくなると、瀬戸内海の漁業の開発なんというものを立法化してくるといふ危険が多分にあるのです。あるいは富山山脈、赤石山脈等、あの辺の中高の中部地方の地下

資源開発なんというのでできるかも知れぬ。北海道の山には地下資源の法案が通過したというふうなものであつて、そういう部分的な現象々々を追つかけて法律を作るといふのは、日本人のこれは趣味かもしれないけれども、私はそういうものをやるべきじゃないと思ひます。何千何百という、これは特別だ特別だといふものができまして、国土総合開発によるところの特定地域二十カ所にしても、みんな同じようにやろうとすれば、これは全部国会議員が地域代表でありますから、自分の方に少しでも金を持つてこようと思つて、今小澤さんが前段に言つておられるように、財政の規模というものがこれだけでございまして、余裕がございませぬならば、優先的に優先順位をきめて、最も民族のために役立つ事業に優先的にやることこそ、ほんとうに日本の国土を愛するものなんです。日本の民族を愛するものなんです。私は思想としてはこんなものは反対なんです。実は、同時に東北開発法だつて、ああいうものであつてはならぬと思ひます。北海道開発も同じです。しかしながら、同じ国会議員といたしまして、選挙等も考え、こうしたものを認めざるを得ないというふうな心境に迫り込まれていくわけなんです。そこで、先ほど委員長が言つておられるように、きょう討論採決しようというところになつておられますけれども、やはり河野経企長官に出てもらわぬと、これは裏づけになるのは事務局としてはやはり経済企画庁なんです。私は委員長に要求したのは、やはり河野経企長官に出席を

願って、この法律を受ける態勢というものは何であるかというところを確認しておきたいのです。これは委員長に對しての要求ですが、そこで、衆議院においては、河野経済企画庁長官は委員会に出られて、これに対する意見を述べておりましたか。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) 鹿野君、政務次官がきまして、まことにけつこうな法律だから賛成いたします。

○田中一君 いつも鹿野君が出てきて河野君が出たためしがございません。商売の方には熱心かも知れぬけれども、全く国土関係の行政事務を扱うのに不適合な大臣だということを、私はここで断言してはばからないのです。よ、今までの経緯から見ましても、では一步僕は引き下って鹿野君にきてもらって、ここではつきりと態度を聞きたいと思うのです。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) 質問されたのじゃないけれども、あれなんです、田中さん、東北開発三法ができたので、今までの特定地域、岩手県に關する限りは、従来の進行程度、五〇%進まなくちゃならない時期であつたのですが、その当時二〇%しかできていなかった、それがあれができたので約三〇%に進んでいるのです。ですから総合開発の方もこういうものができるとだんだん進んでいく、岩手県に關する限りは、よそはわかりませんが、それで、県側で非常に東北開発の三法に敬意を表している。こういうのも何も総合開発の場所を指定するのじゃなくて、特定地域に關係なく、特定地域であろうと何であろうと、こういうものを重点的にやっていくことによって、やはり総合開発も進行の度合

いを高くする。こういうふうに私は一応考えていますから、自分の地域の例ですが、ちょっと申し上げておきます。

○田中一君 それだから私は反対なんです。あなたはさつきも、年度の予算の規模というものはきまつておりますと、あなたのように前建設大臣の小澤佐重喜さんから、岩手県に伸びがあるかも知れぬけれども、規模は同じだから、弱い所はそれだけ仕事が減っているのです。あなたの選挙区はいいかも知れないけれども、ほかの方々は非常に困っている所がある。あなた予算のワケがきまつておつしやうとおりましたから申し上げるのですが、そういうものなんです。まことに小澤さんはいけれども、ほかの人たちは非常に迷惑しているといふことはいえるのです。そこで財源がないのじゃない、あるのです。御承知のように今も内閣委員会でも、もたもたしている自衛隊一万名の増員なんというの、日本国民に約束したものでない、これから日本国民に約束しようと思つて、法律の改正案というものをだしているのです。アメリカさんか何さんかしらぬけれども、よそと約束してきて、国民にそれを承認しろといつてくるわけですから、こういう金をあなたの政治力で持つてきてこつちに使えば、こんな心配は何もなくなつちやうのです。こんなことを言つて、社会党はまたそんなことを言つていふと腹の中で笑われるかも知れないけれども、これこそ一番大切なことなんです。余分な使い方があつたのです、それを持つていらつしやい。そうすれば岩手県もよくなれば、またほかの今の規模の減る所

もふえるということになるのです。私はこういうことを真剣に考えねばならぬと思うのです。私は長い間国土計画の問題を取り上げてきておりますけれども、こういう点は小澤さんがそういった、喜んで下さい、私の青森県でも喜んでいてございましょう。いいと思ひますけれども、それだけほかの縮まつていふことを私は知らなければならぬと思ひます。

○小山邦太郎君 だんだんお話を伺つておりました、私は趣旨において賛成でございますが、この予算の方で五千万円というのはいさぐさ計上されておるというが、審議会というものの予算はどこから出るのですか。

○政府委員(伊東正義君) 審議会の件でございまして、企画庁でこれをお引き受けするのは、大体審議会のうちでは地域の指定、それから防除事業の内容の決定というふうなことでございまして、実際の事業は、先ほど申し上げましたように、調整費の中から今年に出ます。

それから審議会の経費の問題でございしますが、これは実はいろいろ財政当局とも今まで通りました予算の中で、あるいは場合によつては節約で考えますとか、あるいは流用で考える、そういうようなことで、最小限度のものは内部の今までのものでまかなつていきたい、というふうなことで話をしております。

○小山邦太郎君 その審議会の節約や流用がきくようになっておりますか。

○政府委員(伊東正義君) 私の方には御承知の国土総合開発審議会でございますとか、あるいは離島の審議会、あるいは特殊土壌、東北開発促進という

ようないろいろな審議会がございます。それで、実は名前をつけなくて、審議会の委員手当てでありますとか、旅費とか事務費とかいろいろのございまして、その中で何と節約でもいたしまして、最小限度のものをとしましてはまかないたい、従来離島振興法が議員提案で出ました際にも、初年度はやはり審議会の経費につきましては、既定経費の節約でまかなつたというふうなことをやつておりますので、今年もできますればそういうことで考えていきたいというふうな思つております。

○田中一君 指定はどういう形の指定をいたしますか。府県指定にするのか、あるいは部分的な府県のどこそこを指定をするのか。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) これはこの三条にも書いてありますように、「都道府県の区域の全部又は一部」ということになっておりますから、その必要に応じて、全部を指定する場合もありますし、都道府県のうちの一部を指定する場合もあるわけでありまして、

○田中一君 その指定の区域は、今言つたような、たとえば常陸回数が七百回以上とか何とかが、一つの科学的な根拠による基準をどこで考えるのですか、これは建設省が考えるのですか、経済企画庁がデータを出すのですか。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) 実は具体的なことを申し上げますと、この法案を作るときに、建設省、気象庁、農林省、運輸省、全部の人に集まつてもらつて、どうすることがよからうというところを、これは非公式な会合ですが相談したのです。相談した結果先ほど申し上げました通り、結局この台風強

度指数七〇以上、それから平均総降雨量、これはもちろん六月から九月の千ミリ以上、こういうものさしをするものがよからう、ということの各省これは全部一致した、もちろんそのときには企画庁もおいでになりましたが、全部一致した意見なんです。そしてその政令を設ける場合の腹がまえとして一応これができているわけなんです。ですからこの法案が通りますれば、同じことをもう一度やりまして、このような結果の政令ができるだろうと想定しております。

○田中一君 雨を含まない台風とか暴風の場合は、やはりその頻度七百回以上の指数に入つて、このウェットを持つのですか。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) これは私は技術家じゃないのでちよつとわかりませんが、台風の強度というふうなものをはかっているというふうなもので、雨が降らない場合でもその強度によつては、農産物その他の被害が相当あるものであつて、でありますから、この強度が指数七〇以上というのが一番やはり強いらしいのです。これを七〇にするか六〇にするか八〇にするかという問題はいろいろございまして、とにかく専門家の意見と主管省の代表の人の意見では、大体このくらいがいいだろうというふうになつて、各省ともこの点は意見が一致いたしております。

○田中一君 山本さん、この立案にはあなたも多少参画したでしょう。そこであなたの方で政令による指定個所の考え方、これは今伺いましたが、大体どこですか、何県でもいいです、何県という工合に考えておりますか。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) 局長の代理が来たので……。実はこれはものさしではかりませんと、九州全部と山口県、四国では高知県と徳島県、近畿へ入って和歌山県それから東海で三重県、静岡の一部入ります。大体今のところではなかったのはそれだけです。東北は入りません。

○田中一君 第八條の審議会の組織ですが、これは大体立案者の構想としては、やはりこの今の示された常務府県のうちから選ぶということでおられるのですか、この衆参両院の委員は。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) この問題については私も考えたこともなかったし、話したことも実際はありません。ありませんが、このうちには多少入った方がよろしいんじゃないかと私個人では考えております。しかしこういう委員はかえってあまり入らずに、何も関係もなく、こういう問題の知識のある人が入ってこそ、かえってこの審議会の威厳といえますか、そういう威力を持つことになるんじゃないかという意味で、従来ももう東北開発審議会のように、東北だけ入っているというは、我田引水論でもやっているように聞えて世間体が悪いので、私は多少入ってもいいと思いますが、それ以外の人も入った方がいいんじゃないかと思ひます。

○田中一君 関係行政機関の職員、これは大体わかります。都道府県知事、都道府県議会議長、これは与野派の方々だけが入るのですか。それとも野党も公平に二名二名でございますから、社会党、自民党の提案ですから、社会党系が一名ずつ、自民党系から一名ずつというふうな考え方で立案者は了解しているのですか。これは小牧君、君の方でどうです。

○衆議院議員(小牧次生君) そういうところまでまだ打ち合せておりません。

○田中一君 やはりね、今言う、予算を少しでもぶんどろうという審議会らしいので、これはどうしても、両院円満に意見が一致して提案されたものでありますから、最後までそのような美しい結末をみるようにしてほしいと思ひます。その点小澤さんからも一つ、考えておられたいのはおかしい話で、考えなければならぬはずなんです。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) 実は、この法律にもあります通り、これは内閣総理大臣の権限でありますから、あらかじめ私の方で押しつけるということはどうかと思うのでありますけれども、まあ田中君のような最も力のある人が入ってもらうということは、社会党でもいいと考えております。

○田中一君 衆議院の内閣委員会だと思ひますけれども、今までの審議会とか何々委員会とかいうものが多過ぎるというふうな意見も、与野党ともにそういう考え方を持っておる人が多いと思うのです。そこでまた新しくこういう審議会を作るよりも、私は国土総合開発審議会に集約して、東北も何も全部集約して、そして東北部の委員、何々部の委員という形の方がいいと思うのです。これはやっぱりこういう審議会ができる、力の強い方によろめくのです。総理大臣なんというのがあるが、あなたが飼っているようなのですから、ことに両岸総理なんて言われておるくらいだから、あつち行きこつち行きするわけですよ。総理大臣がどうこ

うというのでなくて、審議会が相当力を持たなくちゃならぬと思う。それにやはり数作らないで実施するような考え方を、この委員会に立法する際に話し合いになりませんか。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) これは特に相談はしていませんでしたが、あなたのような構想は私は持っておったのです。東北ができればまた審議会を、九州ができればまた審議会を、北海道ができればまた審議会、四国ができればまた審議会という、審議会だらけになってしまつて、かえって審議会の権威を失うようなことになるかというように考えておりましたが、これはやはりよく考へておりましたが、これはやはりよく考へただけ出てしまつてから、一べんにまとめるような案にもつていかねばならぬ。そうすると九州のこの法律というものを全然知らずにいたような人があつては、非常にこの審議会が割が悪くなるというふうな意味から、一応でかすだけかしてしまつてあとであなたのよう

に整理するということな……。○委員長(竹下豐次君) ちょっと申し上げますが、経済企画庁の政務次官鹿野君が御出席になりました。

○田中一君 今建設大臣来てもらつておりますから、建設大臣と一諸に鹿野さんには最後の一つ質問をいたしますが、農林省は来ておりませんか。

○委員長(竹下豐次君) 農地局長見えております。

○田中一君 農林省の方に伺ひますが、あなた、こういう法律ができて予算が取れるという見通しに立っておりませんか。特別にあなたの方で実績として持つておるところの予算以上に、プラス・フルフアが取れると思つておりますか。

○政府委員(安田善一郎君) 減るとは思つておりません。

○田中一君 減ると思つていない、それはむろん減りつこないと思ひますよ。しかしふえると思つていま

すか。

○政府委員(安田善一郎君) どれだけふえるかという問題でござい

ますが、さらに申し上げますと、この法案でも五カ年計画を立てて、場合によれば第二次五カ年計画も立てるとい

うなことを考へております。事、農林関係の農業施設について見ますと、

三十三年度の農業施設防除関係の予算は各種ありますが、前年度より一億ふえまして約十二億になつてお

ります。九州、山口についてこの配分をかりに想定いたしますと、今年度分の最

終決定はまだ出ておりませんが、約二割です。従来もそのくらいだと思

ひます。計画の立て方次第でござい

ますが、この地帯におきます五カ年計画を立てて、しかもそれを年度計画

とにきめていただきますと、それを政

府、国会の皆様方が予算編成に反映せしめて下さいますれば、あわせて裏

には、他の地域を減らすことには私どもはもう絶対反対でございまして、そ

の帰趨は、程度の差は別としまして減りはない、こういうふうに思つてお

ります。

○田中一君 先ほど提案者の小澤さん

は必ずふえるのだと、今までもふえる実績が東北開発においてもあつたと、

こういうことを言つてゐるのです。だ

からふえるだろうと思ひます。思ひま

すが、一方年度の予算の規模というものはきまつてゐるんだ、ということ

を小澤さんは言つてゐるんです。そこに矛盾

があるわけなんですがね。まあ若干ふ

えるでしょうけれども、それをこの地

帯にだけ振り当てをしたならば、他の

府県からもやはり問題が起きるんじや

ないかと思ひます。ふえた分だけこの

地帯に回すという考へ方なんです、か、

農地局としては。

○政府委員(安田善一郎君) これに該当する予算をきめるのは、責任ある関係の方が、最後は総理の裁定でありま

しょうが、閣議の決定できま

ります。将来にあらぬとわからぬと思ひま

すが、傾向を見ますと、他の特殊地帯

の立法の場合のように、相当促進はす

るんじゃないかと思ひます。その際に

私も、現在北海道、東北等特定地

域の開発法がありまして、広く日本の

国土全体の公平、バランスと緊要度

と、その補助金の効率使用の方に重点

を置いてやりたいと思ひますし、今後

やる決意でございまして、他の方に

悪い影響を与えてやるような計画、及

びそれにつながつた予算の編成を、さ

れないであらうと期待をいたしてお

ります。もしそういう事態がくれば、農

林省は、法案はまああけつこうでござ

いいますが、運用が悪いと思つて運用

について反対をいたします。

それから北海道開発関係は、これは御承知のように、本州内地と北海道と予算の流用を禁ずるよう、この予算が立ててあるわけです。東北の場合

は、むしろ主として県の財政が貧弱な

ところをねらいまして、県負担を減ら

して、その分を国が持つというふうな

ことで参つております。あとは東北の

各地方に必要な開発が実行されるよう

に、日本のチベットといわれてゐるよ

うな所を早く解消するようにという意

図があるわけなんです。まあ若干ふ

えるでしょうけれども、それをこの地

帯にだけ振り当てをしたならば、他の

府県からもやはり問題が起きるんじや

ないかと思ひます。ふえた分だけこの

地帯に回すという考へ方なんです、か、

農地局としては。

○政府委員(安田善一郎君) これに

該当する予算をきめるのは、責任ある

関係の方が、最後は総理の裁定であり

ましようが、閣議の決定できま

ります。将来にあらぬとわからぬと思

ひますが、傾向を見ますと、他の特殊

地帯の立法の場合のように、相当促進

はするんじゃないかと思ひます。その

際に私も、現在北海道、東北等特定

地域の開発法がありまして、広く日本

の国土全体の公平、バランスと緊要

度と、その補助金の効率使用の方に

重点を置いてやりたいと思ひますし、

今後やる決意でございまして、他の

方に悪い影響を与えてやるような計

画、及びそれにつながつた予算の編

成を、されないであらうと期待をいた

しております。もしそういう事態がく

れば、農林省は、法案はまああけつ

こうでございしますが、運用が悪いと

思つて運用について反対をいたしま

す。

味で、重点的に事業の種類に応じて予算配賦をいたしておりますので、まあ御心配のことは、程度の差だけであつて、心配のことはございせんかと思ひます。心配なのは、指定地域と指定されない所の差と申しますか、その辺のことについて若干頭を悩ましておりますが、おそらく各方面から意見が出るであらうから、つき合せて、小澤先生が御説明になりましたところを基本として、農林省も協力するつもりであります。

○委員(長) 竹下(豊次君) ちよつと速記をとめて。

午後三時二十五分速記中止

午後三時五十二分速記開始

○委員(長) 竹下(豊次君) 速記を始めて下さい。

瀬戸山農林政務次官が出席されました。

○田中一君 この際、鹿野経済企画政務次官に伺いたのですが、この法律案の通りました際には、経済企画庁がこれの所管をするようになっておりますけれども、これに対する十分なる御理解をお持ちの上事務を所管なさる、というように提案者から伺っておりますけれども、常に河野企画長官は、国土総合開発問題に對しましては関心が薄いようにわれわれ感ぜられてならないのです。きょうも企画長官に出てはしなかったのですけれども、おられないので質疑はしないでおりますけれども、この法律案に対する御理解が十分あつて、事務当局として受け継いで、先ほど農地局長も言っているように、運営が悪いならば反対せざるを得ませ

んといいことを言つておるのです。運営よろしきを得るような決意をお持ちかどうか、まず最初に伺いたいと思ひます。

○政府委員(鹿野彦吉君) 田中先生の御質問に對しまして、経済企画庁としては、台風の際にひんびんと吹いて被害を受ける地帯の問題については、常に大いなる関心を持っておるわけでございます。今回こうした法案が出来まして成立いたしました際には、十分と善処をいたしたいと、このような考えを持っておるわけでございます。

なお、経済企画庁長官が、国土開発関係について少しく熱意がないのではないかと申すことでもございしますが、決してそういうことはございせんので、ただいろいろと多忙なために、そうした委員会や何かに出ませんでしただのが委員の誤解を招いておるようでございます。絶対におしやうとしたことのないことを私からはっきりと申し上げますので、御了解願いたいと思つた次第でございます。

○田中一君 瀬戸山農林政務次官にお伺ひします。

先ほど農地局長も、本法律案が成立した際において、運営のよろしきを得なければ反対であるというふうな意向も聞きましてけれども、全くその通りでございます。ことに瀬戸山政務次官は宮崎県を選挙区に持つていらつしやう、もう毎年々々再三に及ぶ台風の襲来による被害を受けておるのですが、それだけに非常にこの問題に対する関心も深からうと思つたのですが、少くとも五カ年計画を策定する以上、五カ年を通じての予算の裏づけをするよう

な努力をしていただきたいと思つたので、提案者の小澤さんから伺ひしても、金さえあればそれらの防護施設が十分にいくのだけれども、一定規模の年間予算からなかなか困難だ。そうして東北開発の例を引いて、単行法ができたために予算の裏づけが相当ふえたといふことを言つておりますけれども、まああなたは強い政治力をもつて、やはり宮崎県ばかりに持つていかないで、やはり九州一円、四国、中国、近畿等、問題の起らないような運営をするように考えていただきたいと思つたのです。そこで、この法律案成立に當つての農林省としての決意を一つ伺ひたいと思つたのです。

○政府委員(瀬戸山三男君) 私から申し上げるまでもなく、本法律案は従来から非常に問題になっておりました、いわゆる一般の公共土木に関する関係法律によつては、こういう特殊ないわゆる台風の常襲を受ける地帯の疲弊に應ずるだけのことはできない、従つて特別の取扱ひをしてその地方の民生の安定をはからなくてはならない、ということが叫ばれておつたのであります。今回幸いにいたしまして衆議院におきましては、ほとんど全員の各位の御協力によりまして、この法案ができたのであります。従ひまして参議院におきまして、さようなお取りはかりをお願いしたいと思つておるのであります。この法案にもあります通り、この法律の適用するべき所は、審議会等によつて審議、策定をしていただきまして、その運用はへんばにわたるといふことはもちろん考え得べきものではありせん。適用するべき地域については、この法律の趣旨のつと

りまして、農林省関係の事業については努力をいたしたい。こういう考えを持つております。

○田中一君 建設大臣の出席を求めておるんですが、わからないやうで、政府委員である山本河川局長から、この法律案制定による決意を伺いたいと思つたのです。

○政府委員(山本三郎君) 大臣がおられませんが、私も、私どもといいたしましても、ただいま農林省から答弁があらりました通り努力するつもりでございます。

○田中一君 私はこれで質疑を終ります。

○委員(長) 竹下(豊次君) ほかに御発言ございせんか。……他に御発言もございせんようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長) 竹下(豊次君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入りま

す。御意見のおありのお方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○田中一君 討論を省略して、直ちに採決に入る動議を提出いたします。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員(長) 竹下(豊次君) 田中君の動議は成立いたしました。

討論は終局したものと認めることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長) 竹下(豊次君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案(予備審査のための付託は四月九日)

四月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案(予備審査のための付託は四月九日)

多数意見者署名

村上 義一 内村 清次
戸叶 武 森田 義衛
小山邦太郎 高野 一夫
坂本 昭 田中 一
岩沢 忠泰 稲浦 鹿藏
石井 桂 迫水 久常
平島 敏夫

○委員(長) 竹下(豊次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時一分散会

四月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、首都圏市街地開発区域整備法案

首都圏市街地開発区域整備法案
首都圏市街地開発区域整備法
(目的)

第一条 この法律は、首都圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に關し必要な事項を定め、市街地開発区域を工業都市又は住居都市として発展させることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「市街地開発区域」とは、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号。以下「法」という。)第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

(市街地開発区域の都市計画)

第三条 建設大臣は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条第二項の規定により市街地開発区域により都市計画区域を決定しようとするときは、同項の規定にかかわらず、關係市町村の意見をきくことを要しない。

2 建設大臣は、法第二十二條第三項の規定により市街地開発区域の整備に關する事項についての整備計画(法第二十一條第三項の整備計画をいう。以下同じ。)の送付を受けたときは、すみやかに当該整備計画に従つて都市計画法の規定による都市計画を決定するように努めるものとする。

(国の援助)

第四条 国は、事業計画(法第二十一條第四項の事業計画をいう。以下同じ。)に基いて市街地開発区域の整備のための土地区画整理事業、工業用水道の布設その他の事業を実施する地方公共団体に対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(宅地の造成等についての配慮)

第五条 地方公共団体又は日本住宅公団が事業計画に基いて市街地開発区域内において一団地の宅地を造成する場合においては、關係行政機關の長は、その宅地の造成が円滑に遂行されるように配慮するものとする。

第六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)に基く財政再建団体である地方公共団体(以下この条において「財政再建団体」という。)が事業計画に基いて市街地開発区域の整備のための事業を実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に當つて、これらの事業の実施が確保されるように配慮するものとする。

2 前項の規定は、事業計画に基いて市街地開発区域の整備のための事業を実施する地方公共団体で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行

う場合においては、当該地方公共団体について準用する。

(国有財産の売却代金等の特約)

第七条 各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。)は、工業都市として発展させることを適當とする市街地開発区域内において政令で定める製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業を営む者に対し、その事業に必要な工場又は政令で定めるその他の施設の用に供するため普通財産である国有財産を譲渡する場合において、当該市街地開発区域の整備に關する事項についての整備計画に照らして適當であると認められるものとする者に対し、必要な資金のあつせんに努めるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 首都圏整備法の一部を次のように改正する。

第三十二條中「国は」の下に「別に法律で定める場合のほか、」を加える。

2 各省各庁の長は、前項の規定により延納の特約をしようとするときは、延納期限、担保及び利率について、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該財産の譲渡を受けた者のする管理が適當でないときと認めるときは、ただちにその特約を解除しなければならない。

(鉄道又は軌道の敷設等のための資金のあつせん)

第八条 委員会は、一般公衆の利用に供する鉄道又は軌道で市街地開発区域を育成発展させるため必要で

昭和三十三年四月十九日印刷

昭和三十三年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局